



目 次

告 示	ページ
○保安林の解除 (治山林道課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求め るための事前届出 (漁業管理課)	1
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有 者不明の工作物等の返還 (3件) (漁港漁場課)	1
○公共測量の実施の通知 (4件) (用地対策課)	2
○公共測量の終了の通知 (")	2
公 告	
○砂利採取業務主任者試験の実施 (用地対策課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示 (その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支 援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とす る施設の指定)の一部改正 (8・30揭示)	3
○高知県議会議員須崎市選挙区の補欠選挙を行うべき事 由の発生 (9・4揭示)	4
○須崎市の区域において直接請求及び解職請求のための 署名を求められない期間 (")	4
○高知県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の選挙時 登録の基準日の定め (9・5揭示)	4
◎高知県選挙事務執行規程の一部改正	4

告 示

高知県告示第597号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年9月12日

高知県知事 濱田 省司

- 解除に係る保安林の所在場所
安芸郡芸西村和食字堀切東濱林甲4647の172、甲4647の173
- 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

高知県告示第598号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和5年9月12日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

- 発起人の住所及び氏名
須崎市 沖村 和昭
" 明神 実
" 小島 亨太

(2) 加入区の名称

錦浦加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

錦浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和5年9月12日から同月26日まで

(2) 縦覧場所

錦浦漁業協同組合

高知県告示第599号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和6年1月31日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和5年9月12日

清水漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
(1) F R P船1隻（船名すみれ丸、船舶番号K03-26345、船長9.10メートル、船幅2.30メートル）
(2) F R P船1隻（船名福丸、船舶番号K03-24035、船長13.30メートル、船幅2.60メートル）
- 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
(1) 土佐清水市西町 清水漁港野積場用地（越地区）
令和5年8月1日午前9時
(2) 土佐清水市西町 清水漁港-5.0メートル泊地（越地区）

令和5年8月1日午前9時

- 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
令和5年8月1日午前10時
土佐清水市西町 清水漁港野積場用地（越地区）

所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

漁港管理者の措置
清水漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先

四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課（電話番号0880-34-5291）

高知県告示第600号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和6年1月31日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和5年9月12日

柏島漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
F R P船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.20メートル、船幅2.00メートル）
- 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
幡多郡大月町柏島 柏島漁港公共空地
令和5年8月1日午前9時
- 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
令和5年8月1日午前10時
幡多郡大月町柏島 柏島漁港公共空地
- 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 漁港管理者の措置
柏島漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は

同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先

四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課（電話番号0880-34-5291）

高知県告示第601号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和6年1月31日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和5年9月12日

佐賀漁港漁港管理者
高知県知事 濱田 省司

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.10メートル、船幅1.75メートル）
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
幡多郡黒潮町佐賀 佐賀漁港漁具保管修理施設用地（横浜地区）
令和5年8月1日午前9時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
令和5年8月1日午前10時
幡多郡黒潮町佐賀 佐賀漁港漁具保管修理施設用地（横浜地区）
- 4 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 5 漁港管理者の措置
佐賀漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先

四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課（電話番号0880-34-5291）

高知県告示第602号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年8月17日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年9月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影、数値図化及び航空レーザ計測・解析）
- 2 作業期間
令和5年8月17日から令和6年2月29日まで
- 3 作業地域
土佐国道事務所管内国道33号（高岡郡越知町から吾川郡仁淀川町まで）

高知県告示第603号

高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年8月23日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年9月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年9月1日から令和6年1月31日まで
- 3 作業地域
四万十市初崎

高知県告示第604号

高知県土木部中央東土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年8月24日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年9月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年8月25日から令和6年2月28日まで
- 3 作業地域
香美市香北町日比原

高知県告示第605号

高知県土木部中央東土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年8月24日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年9月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 2 作業期間
令和5年8月25日から令和6年2月28日まで
- 3 作業地域
香美市物部町安丸

高知県告示第606号

高知県土木部高知土木事務所鏡ダム管理事務所長から令和5年3月高知県告示第132号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年7月14日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年9月12日

高知県知事 濱田 省司

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和5年9月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の日時及び場所
令和5年11月10日（金）午前10時から正午まで
高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール 2階 中会議室
- 2 試験の方法及び科目
次に掲げる科目について筆記試験を行う。
（1）砂利の採取に関する法令
（2）砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 3 受験資格
資格は、問わない。
- 4 提出書類
（1）受験願書1通
（2）写真（手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚
- 5 受験手数料
8,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 6 受験願書の配布場所及び請求先
高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー及び高知県庁北庁舎2階高知県土木部用地対策課並びに同課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170301/>）で配布す

る。

なお、郵送により請求する場合は、封筒に「受験願書請求」と記載の上、宛先を明記して84円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

7 受験願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

令和5年10月2日(月)から同月20日(金)までの間(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(郵送による場合は、令和5年10月20日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

(2) 提出先

高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県土木部用地対策課

8 合格者の発表

(1) 令和5年11月30日(木)から同年12月7日(木)までの間、高知県庁本庁舎1階の掲示板及び高知県土木部用地対策課のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170301/>)に掲示する。

(2) 合格者本人には、合格証を送付する。

9 その他の注意事項

(1) 受験願書を郵送する場合は、封筒に「受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(2) 詳細については、高知県土木部用地対策課に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第72号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年8月30日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

2 老人ホームの表中

株式会社小谷設計有料老人ホーム野いちごみつばち	南国市小籠941番20
-------------------------	-------------

を削る。

高知県選挙管理委員会告示第77号

令和5年9月4日高知県議会議長から同議会議員に欠員が生じた旨の通知があったことに伴い、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第5号の規定により、高知県議会議員の補欠選挙を須崎市選挙区において行うべき事由が生じた。

令和5年9月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第78号

高知県議会議員について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による補欠選挙が須崎市選挙区において執行されることとなったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第7項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により、令和5年9月5日から高知県議会議員補欠選挙の期日までの間、須崎市の区域においては、地方自治法第5章の規定に基づく直接請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条の規定に基づく解職請求のための署名を求めることができない。

令和5年9月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第79号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により、令和5年10月22日執行予定の高知県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項に規定する選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和5年9月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

令和5年10月12日。ただし、年齢については、令和5年10月22日

高知県選挙管理委員会告示第84号

高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月12日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第37条の見出しを「（高知県知事等の選挙の選挙公報）」に改め、同条中「高知県知事」を「高知県知事又は高知県議会議員」に改める。

第39条第3項ただし書を削る。

別記第2号様式中「（選挙事務所の設置（異動）届出書）」を「（選挙事務所の設置・異動届出書）」に、「選挙事務所設置（異動）届出書」を「選挙事務所設置・異動届出書」に、「設置（異動）した」を「設置・異動した」に、「設置した（異動後の）」を「設置した・異動後の」に、

「
設 置 （ 異 動 ） 年 月 日
」

を

「
設 置 ・ 異 動 年 月 日
」

に、

「3 この届出書（1による添付書類及び2による書類の提示又は添付書類を含みます。）は、高知県選挙管理委員会及び選挙事務所を設置した市町村の選挙管理委員会（異動の場合においては、異動前に選挙事務所が設置されていた市町村の選挙管理委員会を含みます。）のそれぞれに提出してください。」

を

「3 この届出書（1による添付書類及び2による書類の提示又は添付書類を含みます。）は、高知県選挙管理委員会及び選挙事務所を設置した市町村の選挙管理委員会（異動の場合においては、異動前に選挙事務所が設置されていた市町村の選挙管理委員会を含みます。）のそれぞれに提出してください。

4 設置の届出の場合は「設置」又は「設置した」を、異動の届出の場合は「異動」又は「異動後の」を○で囲んでください。」

に改める。

別記第8号様式（その1）中

「4 確認申請金額
円」

を

「4 確認申請金額
円」

に改める。

別記第12号様式（その1）、（その2）及び（その3）中

「1 請求金額
円」

を

「1 請求金額
円」

に、

「4 候補者の氏名
」

を
「4 候補者の氏名
」

に、
「5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		店 舗 名	
金 融 機 関 コード		店 舗 コード	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

を
「5 金融機関名、口座番号及び口座名義

金 融 機 関 名		店 舗 名	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名 義			

に改める。
別記第23号様式を次のように改める。

第23号様式（選挙公報原稿用紙）（第39条関係）
（その1）（高知県議会の議員の選挙以外の選挙）

		写真掲載欄
		氏

		名
		欄

備考 この原稿用紙は、高知県議会の議員の選挙以外の選挙において使用する。

(その2) (高知県議会の議員の選挙)

	写真掲載欄
	氏名欄

備考 この原稿用紙は、高知県議会の議員の選挙において使用する。

附 則
この告示は、令和5年9月12日から施行する。